

長与町告示第96号

防災倉庫購入事業に係る一般競争入札の実施について
令和8年8月31日

長与町長 吉田 慎一



このことについて、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び長与町財務規則（平成17年規則第5号）第91条第1項の規定により、次のとおり公告する。

1. 入札に付する事項

- (1) 入札番号 8地消第7号
- (2) 案件名 防災倉庫購入事業
- (3) 入札方式 制限付一般競争入札
- (4) 納入先 長与町新図書館等複合施設
- (5) 配備先 長与町新図書館等複合施設

2. 入札参加資格

この入札に参加する者は、入札書の提出締切時点で次に掲げる要件をすべて満たし、かつ、町から「競争入札参加資格確認通知書（様式2）」を受けていなければならない。

- (1) 長崎県内に本社または支社（支店及び営業所を含む。）を有していること。
- (2) 「競争入札参加資格確認申請書兼誓約書（様式1）」の提出に際し、町が求めた個別添付書類が提出済であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) 長与町工事請負契約等に係る入札参加資格者指名停止の措置要領（平成17年要領第4号）第3条及び第4条の規定により、指名停止を受けている者でないこと。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団をいう。）もしくは暴力団員等（同法第2条第6号に掲げる暴力団員及び暴力団の構成員とみなされる者をいう。）または法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (6) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (7) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。
- (8) 所在地における国税（法人にあっては法人税をいい、個人にあっては所得税をいう。）、道府県税及び都税（事業税をいう。）、市町村税並びに賦課金等を滞納した実績がないこと。

3. 受付及び入札説明書等の配布期間、方法

- (1) 配布期間 公告日から令和8年9月11日（金）まで
- (2) 受付期間 公告日から令和8年9月11日（金）まで
- (3) 取得場所 長与町役場3階 地域安全課
または、長与町ホームページからダウンロードすること。

4. 入札参加資格の確認等

- (1) 入札の参加希望者は、次に掲げる申請書及び資料（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することはできない。

- ア 提出期間 令和8年9月1日（火）から令和8年9月11日（金）まで
※土曜日、日曜日を除く、9時00分から17時00分まで

- イ 提出場所 長与町役場3階 地域安全課

- ウ 提出方法 持参または郵送（郵送の場合は、「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限るものとし、提出期限までに担当課必着とする。）

- (2) 提出書類は、次のとおりとする。

「競争入札参加資格確認申請書兼誓約書（様式1）」に、次に掲げる書類を添付して提出するものとする。

- ア 長崎県内に本社または支社（支店及び営業所を含む。）を有することを証明する書類の写し

- イ 国税・都道府県税・市町村民税の未納がないことを証明する書類
※証明日が提出日時点から3か月以内のもの。写しでも可とする。

- ウ （該当する場合）下記11.（1）に掲げる入札保証金の納付免除に係る書類

- (3) 申請書類に基づく審査結果は、令和8年9月15日（火）までに「競争入札参加資格確認通知書（様式2）」により郵送通知する。（電話もしくは電子メール併用）

- (4) その他

- ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

- イ 提出された申請書等は、競争入札参加資格の確認以外には使用しない。

- ウ 提出された申請書等は、返却しない。

- エ 提出期限後における申請書等の差し替えまたは再提出は認めない。

- オ 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、入札参加停止を行うことがある。

5. 仕様書等に対する質問

- (1) 質問期間 令和8年9月 1日（火） 9時00分から
令和8年9月15日（火）17時00分まで

- (2) 質問方法 質問事項を「質問書（様式3）」に記入のうえ、下記メールアドレスに送付すること。

chiiki@nagayo.jp（長与町地域安全課）

- (3) 質問回答 令和8年9月18日（金）17時00分までに、全ての入札参加予定者へ電子メールで回答。

6. 入札説明会
実施しない。

7. 入札に関する事項

- (1) 郵送による入札とする。入札書の提出は、項番16「書類提出先及び問合せ先」で指定する場所に、「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」のいずれかにより、次に示す日を配達日とした配達日指定郵便で郵送すること。
ア 配達指定日 令和8年10月 1日（木）
※注意 配達日指定郵便は原則として、差出日の3日後から起算して10日以内です。
配達指定日に確実に到着するよう十分御確認の上、郵送してください。
- (2) 入札書の日付は、入札書作成日を記載すること。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の110を乗じた金額を落札価格とするので、入札者は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
- (4) 入札者は、入札書の記載事項（入札金額を除く。）について訂正したときは、訂正印を押さなければならない。なお、入札金額の訂正は認めない。
- (5) 二重封筒により郵送するものとし、入札書用封筒等の記載方法、使用する封筒及び同封するものについては、「【別紙】入札書用封筒の記載方法について」を参照のこと。
- (6) 提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (7) 入札者が1者であっても、入札を執行するものとする。
- (8) 災害その他特別の事情により、入札を執行することが困難であると認めたときは、当該入札を中止し又は延期する場合がある。この場合において、入札者が損失を受けても町は補償の責めを負わない。

8. 開札に関する事項

- (1) 時及び場所
ア 開札日時 令和8年10月2日（金）10時
イ 開札場所 長与町水道局 3階 第1会議室
- (2) 立会いは、応札者であれば立ち会うことができる。なお、立会人は1法人につき1名までとする。
- (3) 立会いを希望する者は、開札日前日までに項番16「書類提出先及び問合せ先」に連絡すること。
- (4) 立会者が2名未満の場合、当該入札事務に関係の無い職員を立ち会わせ、最低立会者を2名とする。

9. 入札の無効

次に掲げる場合は、その入札は無効とする。

- (1) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者が法令の規定または契約担任者の定めた入札条件に違反したとき。
- (3) 入札者またはその代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (4) 入札者が他人の代理を兼ね、または2人以上の代理をしたとき。
- (5) 入札者が談合して入札したとき。
- (6) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

- (7) 入札者の納付した入札保証金が所定の額に達しないとき。
- (8) 入札書に記名押印がないときその他必要な記載事項を確認できないとき。

10. 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき価格の入札者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。
なお、くじは立会者に引かせるものとする。
- (3) 落札者を決定したときは、速やかに入札結果を長与町ホームページに掲載するものとし、当該落札者に対しては、落札決定通知書を送付するものとする。
- (4) 落札者が契約を締結する意思のないことを表明したときは、長与町は、落札者の決定を取り消すものとする。この場合において、当該落札者が納付した入札保証金は、長与町に帰属するものとする。

11. 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア、イ、ウのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に本町を被保険者とする入札保証保険契約を締結していることを証明する書類を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2年間に国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）または地方公共団体（地方公営企業及び地方独立行政法人を含む。）と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって誠実に履行した実績を証明する書類を提出したとき。

ウ 落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないとき。

- (2) 入札保証金の納入期限

入札参加者は、町が発行する納入通知書により、入札までに、指定する金融機関において入札保証金を納入し、領収証書の写しを入札書と併せて提出するものとする。

なお、納入通知書は、「競争入札参加資格確認通知書（様式2）」と併せて送付する。

- (3) 入札保証金の返還等

入札参加者は、下表の区分に応じ、入札保証金の返還に係る請求書を長与町役場会計課に提出するものとする。町は、請求書を受理した後、30日以内に返還する。

その際、返還する入札保証金には利息を付さないものとする。

区 分	入札保証金の返還に係る請求書提出の時期
落 札 者	契約締結後
落札者以外	開札終了後

- (4) 落札者が契約を締結しないとき

落札者が契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金は、町に帰属するものとする。

1 2. 契約書の提出

- (1) 落札者は、契約書に記名押印し、落札の翌日から7日以内にこれを長与町長に提出しなければならない。
- (2) 落札者は、契約書に仕様書を袋とじしたものを2部作成する。
- (3) 契約書は、町及び契約の相手方において各1部を所持する。

1 3. 前払い金

本契約において、前払い金の支払いは行わない。

1 4. 異議の申し立て

入札した者は、入札後、公告、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 5. その他

- (1) 現場説明会は、開催しない。
- (2) 入札参加者は、この公告文書及び仕様書を熟読し、これを遵守すること。
- (3) 契約の履行に関して各種手続が必要な場合は、積極的に協力すること。
- (4) 契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 仕様書に特段の定めがない事項については、その他関係規定を承知のうえ入札すること。
- (6) その他記載されていない事項については、地方自治法、同法施行令、同法規則等関係法令及び長与町財務規則等の関係例規の定めによること。

1 6. 書類提出先及び問合せ先

長与町 総務部 地域安全課（長与町役場 3階）

〒851-2185

長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷659番地1

電 話 095-801-5782（直通）

FAX 095-883-1464

E-MAIL chiiki@nagayo.jp

※ 地域安全課での書類等の取得、問合せ等は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、
9時00分から17時00分までとする。